

建災防宮城県支部からのお知らせ

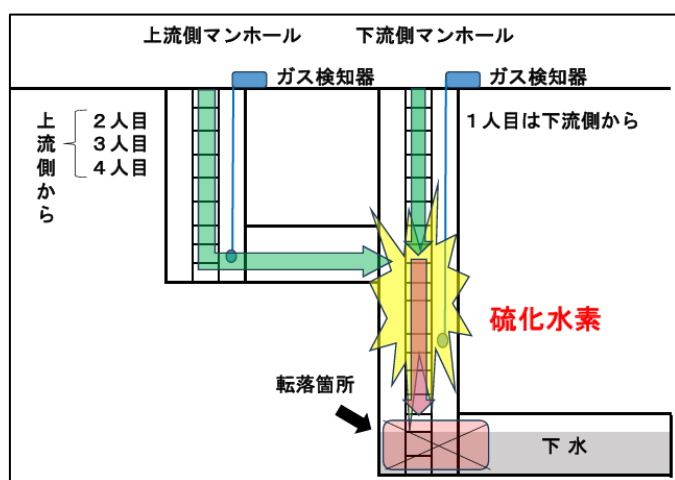
他山の石の事故事例

令和7年9月1日（事故事例速報）

下水道管の作業で硫化水素中毒となり、4人死亡！ 救助しようとした者も次々と立坑から転落した模様

8月2日、埼玉県行田市内の下水道管調査で水抜き作業を行っていた4名がマンホールから内部に入った後に死亡しました。

詳細は関係機関が調査中ですが、各種報道によれば、次のような災害発生状況であった模様です。



- 上流側と下流側に1か所ずつあるマンホールのうち、下流側でポンプにより下水を抜き始めたところ、内部の硫化水素濃度が上昇し、マンホール内の作業員を退避させた。
- 10分程度後、内部確認のため1名が上流側マンホールから入ったが、地上で転落した音が聞こえた。そこで、現場責任者が下流側マンホールから入ったが転落。ガス検知器の警報は鳴っていた。
- 次に、別の作業員が下流側マンホールから内部に入ったが転落。この時点で119番に通報。

- また、もう1名の所在が不明となり、上流側マンホールから内部に入ったことが分かり、その作業員を探すために内部に入った別の作業員が上記4名が倒れていることを確認。この時のガス検知器の硫化水素の濃度は基準の15倍を超える150ppm以上であった。
 - この日は、エアラインマスクを用意しておらず、また、亡くなられた4名の方は墜落制止用器具（安全帯）を着用していなかった。
- 〈 以上、各種報道より（8月26日時点） 〉

酸欠・硫化水素事故の防止徹底を！

硫化水素中毒が発生する場所においては、併せて酸素欠乏症のおそれもあります。

酸素欠乏症・硫化水素中毒による死亡災害は、毎年発生していて、今回の埼玉県だけでなく、今年3月にも秋田県で3名死亡の災害が発生しています。

酸素欠乏や硫化水素はその状態を肉眼では確認できないため、今回のように倒れた者を救出しようとする者も被災する甚大な被害となるおそれがあります。

作業環境測定、換気、送気マスクなどの呼吸用保護具、墜落防止措置などの措置を適正・確実に行い、安全な作業を徹底しましょう。➡➡➡ 裏面のチェックリストをご利用ください。



建災防宮城県支部 HP

建設業労働災害防止協会 宮城県支部

〒980-0824 仙台市青葉区支倉町 2-48 宮城県建設産業会館5階

電話 022-224-1797 FAX022-265-5604

酸素欠乏症・硫化水素中毒は、

致死率が高く非常に危険ですが、

作業環境測定、換気、送気マスクなどの呼吸用保護具の使用などの措置を適正に実施すれば発生を防ぐことができます。

防 止 対 策	チェックリスト
酸素欠乏危険場所の事前確認 タンク、マンホール、ピット、槽、井戸、たて坑などの内部が酸素欠乏危険場所に該当するか、作業中に酸素欠乏空気及び硫化水素の発生・漏洩・流入等のおそれはないか、事前に確認すること。	☐ YES ☐ NO
立入禁止の表示 酸素欠乏危険場所に誤って立ち入ることのないように、その場所の入口などの見やすい場所に表示すること。	☐ YES ☐ NO
作業主任者の選任 酸素欠乏危険場所で作業を行う場合は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、作業指揮等決められた職務を行わせること。	☐ YES ☐ NO
特別教育の実施 酸素欠乏危険場所において作業に従事する者には、酸素欠乏症、硫化水素中毒の予防に関すること等の特別教育を実施すること。	☐ YES ☐ NO
測定の実施 測定者の安全を確保するための措置を行い、酸素濃度、硫化水素濃度の測定を行うこと。	☐ YES ☐ NO
換気の実施 作業場所の酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下になるよう換気すること。 継続して換気を行うこと。 酸素欠乏空気、硫化水素の漏洩・流入がないようにすること。	☐ YES ☐ NO
保護具の使用 換気できないとき又は換気しても酸素濃度が 18%以上、硫化水素濃度が 10ppm 以下に出来ないときは、送気マスク等の呼吸用保護具を着用すること。 保護具は同時に作業する作業者の人数と同数を備えておくこと。	☐ YES ☐ NO
二次災害の防止 酸素欠乏災害が発生した際、救助者は必ず空気呼吸器等又は送気マスクを使用すること。 墜落のおそれのある場合には安全帯を装備すること。 救助活動は単独行動をとらず、救助者と同じ装備をした監視者を配置すること。	☐ YES ☐ NO